

提出議案説明資料目次

令和6年9月定例会

資料内容	関 係 議 案	頁
新 旧 対 照 表	議案第52号 箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例 の制定について	1～3

新旧对照表

箱根町国民健康保険条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）
第8章 罰則 第23条 町は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第5項</u>の規定による届出をせず、 <u>又は虚偽</u>の届出をした場合においては、その者に対し10万円以下の過料に処する。 第24条～第26条 （略）

旧（改正前）

第8章 罰則

第23条 町は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し10万円以下の過料に処する。

第24条～第26条 （略）